

都のキャップ&トレード制度について

地球温暖化による気候変動は、世界共通の深刻な環境問題となっています。

気候変動の危機を回避するため、都は、早期に大幅なCO₂排出量削減を目指す取組として、平成22年度に、都内大規模事業所にCO₂排出量の削減を義務付ける「東京都キャップ&トレード制度」を開始しました。

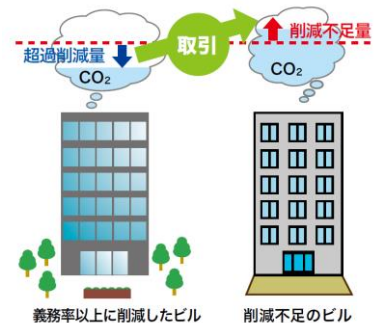
東京の特徴として、オフィスビル等の業務部門の消費エネルギーが全体の約4割と大きく、この分野での削減が極めて重要であることから、工場などの産業部門に加えて、業務部門をも対象とする都市型のキャップ&トレード制度を導入しました。これは、我が国初の制度であると同時に、世界初の都市型キャップ&トレード制度です。

制度の対象事業所は、削減義務を達成するため、自らの事業所での削減対策に加え、排出量取引で他の事業所の削減量を調達することにより、経済合理的に対策を推進できる仕組みになっています。

<制度概要> (平成20年6月、東京都環境確保条例改正、平成22年4月施行)

対象事業所	・年間のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kL以上の事業所
削減計画期間	・第1期：平成22～26年度（履行期限 平成28年9月末） ・第2期：平成27～31年度（履行期限 平成33年9月末）
基準排出量	・平成14年度から19年度までの連続3か年度平均
削減義務率	・第1期：オフィスビル等 8% 、工場等 6% ・第2期： // 17% 、 // 15%
推進体制	・統括管理者、技術管理者の選任義務
不遵守時の措置	・削減義務未達成の場合「義務不足量×1.3倍」の削減命令 ⇒ 命令違反の場合 罰金、違反事実の公表等

[排出量取引のイメージ]



海外からの高い評価

国際機関からの受賞等

平成23年 COP17 ガバメント・リーダーシップ賞

- ・世界初の都市型C & T制度の創設を評価

平成25年 C40&シーメンス 大都市気候リーダーシップ賞

- ・C & T制度開始2年目でCO₂排出量を23%削減したことを評価

平成26年 国連気候変動枠組条約会議の技術専門家会合

- ・国連気候変動会議において、都の経験を発表

平成27年 ICLEI・低炭素でレジリエントな社会への転換に向けた行動プログラム(TAP)

- ・都のC & T制度を世界の約120自治体で推進する「TAP」の一つとして選定



[大都市気候リーダーシップ賞授賞式]